

7年4月1日

中能登町の人事行政の運営の状況について

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(令和 7 年4月1日現在)

分 部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和6年	令和7年		
普通会計部門	議 会	3	3	0	
	総 務	36	33	△ 3	
	税 務	13	12	△ 1	
	農林水産	11	12	1	
	商 工	1	3	2	
	土 木	10	10	0	
	民 生	95	102	7	
	衛 生	14	10	△ 4	
	小 計	183	185	2	
	教育部門	23	21	△ 2	
公会 営計 企部 業門 等等	小 計	206	206	0	
	水 道	3	5	2	
	下 水 道	4	4	0	
	そ の 他	16	12	△ 4	
	小 計	23	21	△ 2	
合 計		229	227	△ 2	

(注) 職員数は一般職に属する職員数である。

(2)職員の退職状況

(令和 6 年4月1日 ~ 令和 7 年3月31日)

区 分	勧奨・定年退職	自己都合	その他退職	計
人 数	4人	3人	1人	8人

(注)特別職及び割愛による退職者を除く。

(3)職員採用候補者試験の実施状況

(令和 6 年4月1日 ~ 令和 7 年3月31日)

区 分	受験者数			採用者数		
	男 性	女 性	計	男 性	女 性	計
事務職	4 人	3 人	7 人	2 人	1 人	3 人
保健師						
看護師						
調理師						
保育士						

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (令和6年度普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和6年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
6年度	人 16,391	千円 16,130,740	千円 748,163	千円 1,767,358	% 11.0	% 15.6

(2) 職員給与費の状況 (令和7年度普通会計予算)

区分	職員数 A	給与費				1人あたり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
7年度	人 209	千円 767,330	千円 97,480	千円 365,031	千円 1,229,841	千円 5,884

(注) 1 給与費は、当初予算に計上された額です。

2 職員手当には、退職手当を含みません。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

区分	令和6年4月1日現在			令和7年4月1日現在		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	45.8 歳	315,000円	368,200 円	46.4 歳	324,600円	351,700 円
技能労務職	55.7 歳	243,500円	248,600 円	54.8 歳	259,000円	262,300 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と諸手当の額を合計したものです。

(4) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区分		中能登町	石川県	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	220,500 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	188,500 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	211,000 円	186,100 円	－
	中学卒	199,000 円	－ 円	－

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	274,643 円	291,667 円	338,411 円
	高校卒	－ 円	272,800 円	311,067 円
技能労務職	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円

※1 当該階層別職員が3人以下の欄については、近似データとなっています。

※2 近似のデータがない場合は空白となっています。

(6) ラスパイレス指数の状況(令和7年4月1日現在)

平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (平成31年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
89.3	91.0	91.1	90.7	91.0	90.8	91.4	90.5	91.7

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況(令和7年4月1日現在)

職務の級	職務の内容	職員数	構成比
7級	参事	2人	1.7%
6級	参事	2人	1.7%
5級	課長	11人	9.1%
4級	課長補佐	39人	32.2%
3級	主査	38人	31.4%
2級	主事	19人	15.7%
1級	主事	10人	8.3%

※ 職員数に暫定再任用職員は含んでいません。

(8) 職員手当の状況

ア 期末・勤勉手当 (令和6年度)

中能登町			国		
1人当たりの平均支給額 1,456 千円			1人当たりの平均支給額 一 千円		
(令和6年度支給割合)			(令和6年度支給割合)		
区分	期末手当	勤勉手当	区分	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月分	1.025月分	6月期	1.225月分	1.025月分
12月期	1.275月分	1.075月分	12月期	1.275月分	1.075月分
計	2.5月分	2.10月分	計	2.5月分	2.10月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階による加算措置 有			職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		

イ 退職手当 (令和7年4月1日現在)

中能登町			国		
支給率	自己都合	勧奨・定年	支給率	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.7090月分	47.709月分	最高限度	47.7090月分	47.709月分
(その他の加算措置)			(その他の加算措置)		
・ 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			・ 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
・ 退職時特別昇給 なし			・ 退職時特別昇給 なし		
職務の級等による加算措置 有			職務の級等による加算措置 有		
令和6年度 一人当たり 平均支給額	自己都合 1,306千円 勧奨・定年 19,899千円				

※ 個人情報の観点から、職員が1~2名の場合はデータをすべて「※(アスタリスク)」とします。

ウ 時間外勤務手当

令和5年度	支給総額	63,604 千円
	職員1人あたり支給年額	343,805 円
令和6年度	支給総額	28,525 千円
	職員1人あたり支給年額	156,730 円

エ その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価		国の制度 との異同	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者	6,500 円	同じ	17,921 千円	293,787
	子	10,000 円			
	父母等	6,500 円			
	満16歳の年度初めから満22歳の 年度末までの子(1人あたり加算額)	5,000 円			
住居手当	家賃(A)	支 給 額	同じ	4,990 千円	311,875 円
	27,000円以下	(A)-16,000 円			
	借家 借間	27,000円超え 61,000円未満			
	61,000円以上	+11,000円 28,000 円			
通勤手当	片道2km以上の 交通機関利用者	運賃等相当額 (上限55,000円)	同じ	11,682 千円	66,375 円
	片道2km以上の 自動車等利用者	5kmまで2,000円から 使用距離に応じ支給 (上限60km以上31,600 円)			
管理職手当	職務の級及び区分に応じた定額	26,000 円 38,000 円	同じ	7,420 千円	309,167 円
宿日直手当	勤務一回につき	4,400 円		2,143 千円	57,919 円

(9) 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		給料月額等	期末手当 (令和 6 年度支給割合)			
			6月期	12月期	計	加算割合
給 料	町 長	790,000 円	1.7月分	1.75月分	3.45月分	40/100
	副 町 長	620,000 円				
	教 育 長	560,000 円				
報 酬	議 長	320,000 円	1.7月分	1.75月分	3.45月分	15/100
	副 議 長	276,000 円				
	議 員	255,000 円				

3 職員の勤務時間のその他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(標準的なもの)

開始時間	休憩時間	終了時間	一日の勤務時間	一週間の勤務時間	勤務を要しない日
午前8時30分	正午～午後1時	午後5時15分	7時間45分	38時間45分	土曜日・日曜日

(注) 保育園・図書館など、職務の性質により上記の勤務時間によることの出来ない勤務箇所の勤務時間は別に定めています。

(2) 休暇制度の概要

職員の休暇は、年次有給休暇・病気休暇・特別休暇・介護休暇

- ① 年次有給休暇 1月1日現在に在職する職員については、1年(暦年)につき20日
- ② 病気休暇 職員自身が負傷又は疾病で療養の必要があり、勤務しないことが止むを得ないと認められる場合
結核性疾患は1年以内、その他の傷病の場合は90日を超えない範囲内で、医師等の証明に基づき
最小限度必要と認める期間
- ③ 特別休暇 主な特別休暇は下表のとおり

(令和 7 年4月1日現在)

休暇の種類	制度の概要
公民権行使休暇	選挙権その他公民としての権利の行使する場合、必要と認める期間
官公署出頭休暇	裁判員、証人等としての官公署への出頭する場合、必要と認める期間
骨髓提供休暇	ドナーとして骨髓液の提供をする場合、必要と認める期間
ボランティア休暇	1年において5日の範囲内
婚姻休暇	婚姻の日の5日前の日から当該婚姻の日後1月を経過する日までの、連続する5日以内
産前産後休暇	6週間(多胎妊娠は14週間)以内に出産する予定である場合、出産の日までに申し出た期間 出産した場合、出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間
授乳等を行う	生後1年に達しない子を育てる職員が授乳等を行う場合、1日2回それぞれ30分以内の時間
妻の出産	妻が出産する場合、2日以内
男性職員の育児	妻の産前8週間、産後8週間の期間に出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する男性職員がこれらの子を養育する場合、1年につき5日以内
子の看護休暇	小学校就学前の子を養育する職員が、看護や予防接種、健診などを受けさせる場合、1年につき5日以内(小学校就学前の子が2人以上の場合は、10日)
短期介護休暇	要介護者の介護等の世話をを行う場合、1年につき5日以内(2人以上の場合、10日)
忌引き	職員の親族が死亡した場合 親族に応じた日数
父母の祭日休暇	父母の追悼の行事のため特別な行事を行う場合 当日1日
夏季休暇	7月から9月までの期間内で5日
住居滅失・損壊休暇	風水震、火災そのほかの非常災害により住居滅失、損壊した場合 7日の範囲内
交通機関の事故等による休暇	職員の責めによらない交通機関の事故等の不可抗力により、他の方法により出勤する事が著しく困難な場合 その都度必要と認める期間
生理休暇	その都度必要と認める期間

④ 介護休暇

介護を必要とする一の連続する状態ごとに、連続する6月の期間内で必要と認められる期間

4. 中能登町職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

地方公務員法では、勤務成績が良くない場合、心身の故障により職務遂行に支障がある等の場合、職に必要な適格性を欠く場合又は職制等の改廃等により過員等を生じた場合のいずれかに職員が該当するときは、分限処分として、その意に反して、職員を降任し又は免職することができます。

また、心身の故障のため長期休養をする場合、又は刑事事件に関し起訴された場合のいずれかに職員が該当するときも、分限処分として、その意に反して、職員を休職することができます。

分限処分の状況

(令和 6 年4月1日～ 令和 7 年3月31日)

事 由	降 任	免 職	休 職	合 計
勤務実績が良くない場合	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	0人	0人
職に必要な適格性を書く場合	0人	0人	0人	0人
廃職又は過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人
合 計	0人	0人	0人	0人

※ 人数は、当該年度に新たに処分を受けた人数。

(2) 懲戒処分の状況

地方公務員法では、職員が、法令に違反した場合、職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合若しくは全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合には、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができます。

懲戒処分の状況

(令和 6 年4月1日～ 令和 7 年3月31日)

事 由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令等に違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	0人	0人	0人	0人
合 計	0人	0人	0人	0人	0人

※ 人数は、当該年度に新たに処分を受けた人数。

5. 中能登町職員の服務の状況

(1) 年次休暇の取得の状況

総付与日数 A	総使用日数 B	対象職員数 C	平均使用日数 B/C	消化率 B/A
8,802.0	2,633.0	206人	12.8日	29.9%

※1 対象職員数は 令和 6年 1月1日～令和 6 年12月31日までの全期間を在職した職員数。

(年度途中の退職・採用者、育児休業・休職等の事由がある職員並びに派遣職員を除く。)

※2 総付与日数には、前年からの繰越分を含む。

(2) 育児休業の取得の状況

育児休業については、地方公務員の育児休業等に関する法律及び職員の育児休業等に関する条例に定められており、3歳に満たない子を養育する職員に認められます。

育児休業等の取得者数

	令和 6 年度の取得者数			令和 6 年度に新たに取得可能となった職員			
	育児休業	部分休業	育児 短時間勤務	育児休業等 対象者数	うち育児休業 取得者数	うち部分休業 取得者数	うち育児短時間 勤務取得者数
男性職員	1人	0人	0人	1人	1人	0人	0人
	0人	1人	0人				
女性職員	3人	2人	0人	3人	3人	0人	0人
	4人	1人	0人				
計	4人	2人	0人	4人	4人	0人	0人
	4人	2人	0人				

※上段は、令和 6 年に新たに育児休暇を取得した人数、下段は令和 6 年度以前から引き続き取得している人数

令和 6 年度中に新たに育児休業を取得した職員の承認期間

区分	令和 6 年度中に新たに育児休業を取得可能となった職員							
	うち取得 職員数	6月以下 1年以下	6月超え 1年6月以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え	
男性職員	1人	1人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
女性職員	3人	3人	0人	1人	2人	0人	0人	0人
計	4人	4人	1人	1人	2人	0人	0人	0人

(3) 介護休暇の取得の状況

介護休暇 承認期間	1月以下	1月を超 2月以下	2月超 3月以下	3月超 4月以下	4月超 5月以下	5月超 6月以下	合計
	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

令和 6 年度介護休暇取得者数 0 人

6. 中能登町職員の研修及び勤務成績評定

(1) 研修の概要（令和 6 年度）

地方公務員法第39条の規定により、職員の勤務能率の向上を図るため、町独自の研修会の開催のほか、石川県市町村職員研修所、石川県、自治大学校などへの派遣研修を行っています。

職員の研修状況

（令和 6 年4月1日～ 令和 7 年3月31日）

派遣研修(長期研修)	機関名	受講者数
石川県市町支援課	石川県庁	0人
小計		0人
市町村職員研修所	研修名	受講者数
階層別研修	初任者研修、新任係長研修 等	25人
選択研修	説明能力向上研修、文書作成力向上研修	12人
専門実務研修	税務事務研修、法制執務研修 等	6人
小計		43人
その他研修	研修名	受講者数
その他研修	人事評価基礎	13人
小計		13人
合計		56人

(2) 職員の勤務成績の評定状況

地方公務員法第32条の2第1項の規定に基づき、能力の実証に基づく人事管理体制を確立し、公務の能率的な運営を図るため、職員の執務について総合的に勤務成績の評定を行っています。また、これを職員の指導及び監督の有効な指針として、配置換えや昇任等を行い、適材適所の人事配置を図るとともに、職員資質の向上や職場の活性化を図っています。

評定対象職員	全職員	
評定対象期間	4月1日～3月31日	
評定領域	能力評価	業績評価
	意欲(取組姿勢) 能力(基本的能力、仕事能力、協調性)	成績(目標達成度、仕事の質・量)
評定結果の反映	勤勉手当成績率・昇給に反映 人事異動(昇任・配置等)の参考 指導育成の基礎資料	

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の状況

① 職員の健康管理

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理、元気回復等の厚生事業を実施しています。

職員の健康診断受診状況 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)

主な項目	対象者等	実施状況
定期健康診断	全職員	247/268人 (受診率92.2%)
胃がん検診	希望する職員	66人
肺がん検診(CT)	40歳以上の希望する職員	118人
肺がん検診(喀痰)	50歳以上の希望する職員	6人
大腸がん検診	40歳以上の希望する職員	113人
乳がん検診	希望する女性職員	73人
子宮がん検診	希望する女性職員	80人
前立腺がん検査	50歳以上の希望する男性職員	24人
肝炎ウィルス検査	40歳以上の希望する職員	38人
人間ドック検査	30歳以上の希望する職員	22人
脳ドック検査	30歳以上の希望する職員	6人

② 職員の医療給付・年金給付

地方公務員等共済組合法に基づき、組合員(職員)とその家族の生活の安定と福祉の向上を図り、公務の能率的運営に資することを目的として、石川県市町村職員共済組合が事業を実施しています。

(2) 公務災害補償の状況 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)

認定件数	内 訳	
	公務災害	通勤災害
2件	2 件	0 件

8. 令和5年度における七尾鹿島公平委員会の業務状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況 該当ありません

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況 該当ありません